

第9次建設雇用改善計画の実施状況について

資料1-2

項目	(参考)H27年度実施状況	H28年度実施状況【実績】	今後(H29年度)の予定
1 若年者等の建設業への入職・定着促進による技能労働者の確保・育成			
(1)若年労働者の確保・育成			
①建設業のイメージアップ、建設労働に対する理解の促進	・建設労働者確保育成助成金による建設業の役割・魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等の取組に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース 助成件数：1,056件（支給金額：603,223千円）】	・建設労働者確保育成助成金による建設業の役割・魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等の取組に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース 助成件数：1,041件（支給金額：581,468千円）（1月末現在）】	引き続き実施予定
②建設業の魅力の発信、その喚起のための取組	・建設労働者確保育成助成金による建設業の役割・魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等の取組に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース 助成件数：1,056件（支給金額：603,223千円）】（再掲）	・建設労働者確保育成助成金による建設業の役割・魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等の取組に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース 助成件数：1,041件（支給金額：581,468千円）（1月末現在）】（再掲）	引き続き実施予定
③適切な職業選択のための取組の促進や職業能力の開発・向上及び自立の促進	・新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくための積極的な職場情報の提供 【若者雇用促進総合サイトに職場情報を掲載している建設企業の数：1054社】	・新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくための積極的な職場情報の提供 【若者雇用促進総合サイトに職場情報を掲載している建設企業の数：1261社（1月末現在）】	引き続き実施予定
④ハローワークによるマッチング支援	・建設労働者が不足している地域の主要なハローワークにおいて、建設関連職種の未充足求人へのフォローアップの徹底等を中心とする「建設人材確保プロジェクト」を実施	・建設労働者が不足している地域の主要なハローワークにおいて、建設関連職種の未充足求人へのフォローアップの徹底等を中心とする「建設人材確保プロジェクト」を実施	・建設人材確保プロジェクトを推進するため、実施地域を特に人手不足が深刻な都市部等に集中化し、総合的な支援を実施予定 ・建設労働者確保育成助成金に「若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース」を新設
⑤若年労働者を育成する職場風土の醸成のための支援	-	・雇用管理研修にコミュニケーションスキル等の向上コースを新設 【受講者数 739人（12月末現在）】	引き続き実施予定
⑥体系的な処遇改善を始めとした雇用管理改善の推進、資格・教育訓練・処遇等を関連づけたキャリアパスの検討	・建設労働者確保育成助成金による雇用管理改善の取組に対する支援 【雇用管理制度コース：助成件数：470件（支給金額：153,800千円）】 ・雇用管理制度導入に係るコンサルティング支援 【雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）コンサルティング支援件数1,461件】 ・建設労働者確保育成助成金によるキャリアパスモデルの作成等の取組に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース：助成件数：1,056件（支給金額：603,223千円）】（再掲）	・職場定着支援助成金、建設労働者確保育成助成金による雇用管理改善の取組に対する支援 【雇用管理制度コース 助成件数：280件（支給金額：57,600千円）（1月末現在）】 ・雇用管理制度導入に係るコンサルティング支援 ・建設労働者確保育成助成金によるキャリアパスモデルの作成等の取組に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース 助成件数：1,041件（支給金額：581,468千円）（1月末現在）】（再掲）	・建設労働者確保育成助成金の雇用管理制度コースを拡充して実施予定

(2) 女性労働者の活躍の促進			
① 仕事と家庭の両立や女性のキャリアアップ促進のための就労環境の整備、男女別トイレの設置等職場環境整備のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・パパ・ママ育休プラスなど、男性が育児休業を取得しやすい制度の周知 ・優れた取組を行う企業を表彰する「イクメンプロジェクト」の実施 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」としての厚生労働大臣の認定(くるみん認定)の取得促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・パパ・ママ育休プラスなど、男性が育児休業を取得しやすい制度の周知 ・優れた取組を行う企業を表彰する「イクメンプロジェクト」の実施 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」としての厚生労働大臣の認定(くるみん認定)の取得促進 ・男性労働者の育児休業取得促進に取り組む企業に対する助成金の支給、改正育児・介護休業法に基づくハラスメント防止措置の徹底 ・建設労働者確保育成助成金による女性専用トイレ・更衣室等の整備への支援を新設【建設労働者確保育成助成金(女性専用作業員施設設置コース)：計画11件受理(1月末現在)】 	引き続き実施予定
② 女性の入職の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者確保育成助成金による女性労働者の入職や定着の促進に関する取組に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース：助成件数：1,056件(支給金額：603,223千円)】(再掲) ・「女性の活躍推進企業データベース」の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者確保育成助成金による女性労働者の入職や定着の促進に関する取組に対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース 助成件数：1,041件(支給金額：581,468千円)(1月末現在)】(再掲) ・「女性の活躍推進企業データベース」により、女性の活躍に向けた企業の自主的な取組を促進 	「女性の活躍推進企業データベース」をスマホに対応するほか、情報公表がより進む方策について検討することにより、建設業をはじめとする女性の入職促進を進める予定
③ 女性の活躍促進、男女の均等な雇用機会の確保、不利益取扱いの防止等	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の履行確保のため、事業主への指導、法律に関する相談、労働者と事業主間の紛争解決の援助等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の履行確保のため、事業主への指導、法律に関する相談、労働者と事業主間の紛争解決の援助等を実施 	引き続き実施予定
④ 坑内労働に係る女性の就労の拡大について適宜検討	<ul style="list-style-type: none"> ・坑内業務の就業制限範囲について現時点において特段見直しの必要性なし ・女性が妊娠中の場合及び産後一年を経過しない女性について坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合は、母性保護措置として業務に従事させてはならない旨を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・坑内業務の就業制限範囲について現時点において特段見直しの必要性なし ・女性が妊娠中の場合及び産後一年を経過しない女性について坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合は、母性保護措置として業務に従事させてはならない旨を周知 	就業拡大、妊娠中及び産後一年を経過しない女性への対応について、必要性があれば適切に検討し対応
(3) 高年齢労働者の活躍の促進			
① 定年の引き上げ、継続雇用制度導入等の周知・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・各労働局・ハローワークにおいて継続雇用制度導入等の措置義務の実施に関する指導・助言 【建設業における雇用確保措置の実施状況：99.1%(全国の常時雇用する労働者が31人以上の企業)】 	<ul style="list-style-type: none"> ・各労働局・ハローワークにおいて継続雇用制度導入等の措置義務の実施に関する指導・助言 【建設業における雇用確保措置の実施状況：99.7%(全国の常時雇用する労働者が31人以上の企業)】 	引き続き実施予定
② 高年齢労働者の活用、適切な雇用管理	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構において、企業における高齢従業員に係る雇用管理の改善等に関する相談等、高年齢者雇用アドバイザーによる助言 ・高年齢者雇用安定助成金による定年の引上げ等の実施や高年齢従業員の雇用環境等の整備等の取組に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構において、企業における高齢従業員に係る雇用管理の改善等に関する相談等、高年齢者雇用アドバイザーによる助言 ・高年齢者雇用安定助成金による定年の引上げ等の実施や高年齢従業員の雇用環境等の整備等の取組に対する支援 	高年齢者雇用安定助成金は廃止、65歳超雇用推進助成金により、定年の引上げ等の実施や雇用管理制度の構築等について取り組む事業主に対する支援を実施予定

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(1) 建設雇用改善の基礎的事項の達成			
①雇用関係の明確化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理研修の実施による雇入れから退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得支援 【雇用管理研修（雇用管理基礎講習コース）受講者数 1,865人】 ・雇入通知書の交付等による労働条件の明示について、各都道府県労働局で実施している「建設雇用改善推進会議」等の会議での周知 ・定期監督等において労働基準法第15条違反に係る是正指導 【建設業 指導件数 872件(平成27年)】 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理研修の実施による雇入れから退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得支援 【雇用管理研修（雇用管理基礎講習コース）受講者数 4,491人（12月末現在）】 ・雇入通知書の交付等による労働条件の明示について、各都道府県労働局で実施している「建設雇用改善推進会議」等の会議での周知 ・定期監督等において労働基準法第15条違反に係る是正指導 	引き続き実施予定
②いわゆる「一人親方」への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の事例に応じ、労働基準法関係法令に規定する労働者に該当するか否かを判断し、該当する場合には、事業主に対して、労働基準法関係法令の遵守について適切に指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の事例に応じ、労働基準法関係法令に規定する労働者に該当するか否かを判断し、該当する場合には、事業主に対して、労働基準法関係法令の遵守について適切に指導 	引き続き実施予定
③労働者募集・請負の適正実施	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理研修の実施による雇入れから退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得支援 【雇用管理研修（雇用管理基礎講習コース）受講者数 1,865人（再掲）】 ・「労働者派遣事業・請負を適正に行うためのガイド」等の冊子を用いて、各都道府県労働局により周知徹底や集団指導を実施 ・法違反が疑われる事案があった場合は、各局を通じて指導監督を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理研修の実施による雇入れから退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得支援 【雇用管理研修（雇用管理基礎講習コース）受講者数 4,491人（12月末現在）】（再掲） ・「労働者派遣事業・請負を適正に行うためのガイド」の冊子を各都道府県労働局に配布し、法違反防止の周知啓発 ・法違反が疑われる事案については、各局を通じて指導監督を実施 	引き続き実施予定
④季節労働者の通年雇用化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通年雇用奨励金、通年雇用促進支援事業の実施等による季節労働者の通年雇用の促進、出稼ぎ就労者に対する職業相談・適格紹介の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・通年雇用奨励金、通年雇用促進支援事業の実施等による季節労働者の通年雇用の促進、出稼ぎ就労者に対する職業相談・適格紹介の実施 	引き続き実施予定
⑤長時間労働の改善のための労使の自主的な取組への重点的な指導、完全週休2日制の普及に向けた段階的な取組としての4週8休体制の導入等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者確保育成助成金による完全週休2日制度等労働時間の削減に資する制度の普及等に関する取組の対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース：助成件数：1,056件（支給金額：603,223千円）】（再掲） ・「労働時間等見直しガイドライン」の周知、職場意識改善助成金の効率的運用 ・特に時間外労働が長い職場の事業主に対する「働き方・休み方改善コンサルタント」による助言・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者確保育成助成金による完全週休2日制度等労働時間の削減に資する制度の普及等に関する取組の対する支援 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース 助成件数：1,041件（支給金額：581,468千円）（1月末現在）】（再掲） ・「労働時間等見直しガイドライン」の周知、職場意識改善助成金の効率的運用 ・特に時間外労働が長い職場の事業主に対する「働き方・休み方改善コンサルタント」等による助言・指導 	引き続き実施予定
⑥労働保険・社会保険の一層の適用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省と連携した建設業の社会保険未加入対策の実施（社会保険の加入状況の照会に対する回答、国土交通省からの通報により、日本年金機構は加入指導等を実施） ・労働保険の「未手続事業一掃対策」として、関係事業主団体等と連携した啓発・指導の推進、自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主に対する職権による成立等の手続の実施 ・労災保険「特別加入制度のしおり」（中小事業主等、一人親方等、海外派遣者等）の作成、周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省と連携した建設業の社会保険未加入対策の実施（社会保険の加入状況の照会に対する回答、国土交通省からの通報により、日本年金機構は加入指導等を実施） ・労働保険の「未手続事業一掃対策」として、関係事業主団体等と連携した啓発・指導の推進、自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主に対する職権による成立等の手続の実施 ・労災保険「特別加入制度のしおり」（中小事業主等、一人親方等、海外派遣者等）の作成、周知 	建設業に関して広く労災保険特別加入制度の周知広報を図ることを目的として新たにパンフレット等を作成し、関係行政機関や関係団体等を通じて周知予定

⑦建退共制度の適正な運営の確保、加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・過去2年間共済手帳の更新の手続きをしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請、共済契約者に対する共済証紙の適正な貼付の指導 ・受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底 ・個別訪問やダイレクトメール、広報誌等へ記事の掲載、掛金助成等による加入勧奨 ・公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去2年間共済手帳の更新の手続きをしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請、共済契約者に対する共済証紙の適正な貼付の指導 ・受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底 ・個別訪問やダイレクトメール、広報誌等へ記事の掲載、掛金助成等による加入勧奨 ・公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請 	引き続き実施予定
(2)労働災害防止対策の推進			
①労働災害防止計画等を踏まえ、総合的な労働災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生優良企業の認定【建設業 H27実績 3件】 ・リスクアセスメントの実施等について指導 ・東日本大震災の復旧・復興工事における安全衛生支援(安全衛生教育、現場指導等) ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会」を立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生優良企業の認定【建設業 H28実績 5件】※ ・東日本大震災の復旧・復興工事における安全衛生支援(安全衛生教育、現場指導等)※ ・首都圏の建設需要の増加に対応した安全衛生支援(安全衛生教育、現場指導)※ ・リスクアセスメントの実施等について指導※ ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の策定 ・職長再教育のカリキュラムの策定 ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会」において「大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」を策定 ・建設業を職場の熱中症予防対策の重点業種とし、各労働局や監督署を通じた指導等、対策のポイントの周知啓発※ 	※について引き続き実施予定 「大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」のFU等を実施予定
②建築物の解体時等における石綿対策	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿使用建築物等の解体等への指導【2,113件(平成27年)暦年】 ・再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等のためのパトロールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿使用建築物等の解体等への指導 ・再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等のためのパトロールの実施 	引き続き実施予定
③墜落転落災害防止対策、雇入時の健康診断の実施の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・手すり先行工法等の「より安全な措置」の導入について安全衛生専門家による技術的な助言・支援【建設現場 214現場で実施】 ・墜落災害防止に関する研修会の実施【受講者数1,649人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・手すり先行工法等の「より安全な措置」の導入について安全衛生専門家による技術的な助言・支援 ・墜落災害防止に関する研修会の実施 ・墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方について議論 	引き続き実施予定
④事業主による健康管理等に係る措置実施の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断及びその結果に基づく事後措置、長時間労働者への医師による面接指導等、事業者が行うべき健康管理等の措置について、周知・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断及びその結果に基づく事後措置、長時間労働者への医師による面接指導等、事業者が行うべき健康管理等の措置について、周知・指導 ・長時間労働者に関する情報を産業医に提供することを事業者が義務付ける等の省令改正を行う予定 	引き続き実施予定
⑤メンタルヘルス対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場への個別訪問等による労働者の健康確保に関する相談対応等メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組【メンタル不調者相談 2,217人】 ・ストレスチェック実施者等に対するマニュアルの策定、研修の実施、小規模事業場へのストレスチェックの実施やそれに伴う産業医活動への助成等によるストレスへの気づきと対応の促進【管理監督者向けメンタルヘルス研修(4,701回・74,306人)】【産業保健関係者への専門的研修(メンタルヘルス対策をテーマにしたもの等)(2,940回・144,637人)】 ・事業者向けセミナーの実施等による取組方策の分からない事業場への支援【事業者向けセミナー 516回の内数】【事業場へのメンタルヘルス個別訪問支援6,387件】 ・心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引きのポータルサイト「こころの耳」での周知等による職場復帰対策の促進 ※実績は全業種計 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場への個別訪問等による労働者の健康確保に関する相談対応等メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組【メンタル不調者相談 1,499人(平成29年1月末実績)】 ・ストレスチェック実施者等に対するマニュアルの策定、研修の実施、小規模事業場へのストレスチェックの実施やそれに伴う産業医活動への助成等によるストレスへの気づきと対応の促進【管理監督者向けメンタルヘルス研修 3,066回(平成29年1月末実績)】 ・事業者向けセミナーの実施等による取組方策の分からない事業場への支援【事業者向けセミナー 497回の内数(平成29年1月末実績)】【事業場へのメンタルヘルス個別訪問支援5,172件(平成29年1月末実績)】 ・心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引きのポータルサイト「こころの耳」での周知等による職場復帰対策の促進 ※実績は全業種計 	引き続き実施予定

⑥高齢者の健康管理、適正配置等の推進	・健康診断及びその結果に基づく事後措置、長時間労働者への医師による面接指導等、事業者が行うべき健康管理等の措置について、周知・指導(再掲)	・健康診断及びその結果に基づく事後措置、長時間労働者への医師による面接指導等、事業者が行うべき健康管理等の措置について、周知・指導 ・長時間労働者に関する情報を産業医に提供することを事業者が義務付ける等の省令改正を行う予定(再掲)	引き続き実施予定
3 職業能力開発の促進、技能継承			
(1)事業主等の行う職業能力開発の推進			
①認定職業訓練、技能実習の実施の促進	・認定訓練助成事業費補助金の要件緩和等の実施(補助対象基準額の引上げ、補助対象訓練生の人数要件緩和、建設関係訓練科に対する増額補助(5年間の時限措置)) ・建設労働者確保育成助成金による教育訓練等に係る経費等への助成【認定訓練コース、技能実習コース 助成件数：125,181件(支給額；6,289,761千円)】 ・中小事業主等に対する職業訓練指導員の派遣、施設設備の貸与等の実施	・認定訓練助成事業費補助金の要件緩和等を引き続き実施 ・建設労働者確保育成助成金による教育訓練等に係る経費等への助成【認定訓練コース、技能実習コース 助成件数：107,040件(支給額；5,922,022千円)(1月末現在)】 ・中小事業主等に対する職業訓練指導員の派遣、施設設備の貸与等の実施	引き続き実施予定
②公共職業能力開発施設等における建設労働者の訓練の実施	・建設労働者確保育成助成金による広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人への助成 ・公共職業訓練(在職者訓練)の実施	・建設労働者確保育成助成金による広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人への助成 ・公共職業訓練(在職者訓練)の実施	引き続き実施予定
③企業内における実践的な人材の育成、総合的な技能を習得する訓練の実施	・キャリア形成促進助成金に「ものづくり人材育成訓練」を創設し、高率の助成を実施 ・公共職業訓練(建設人材育成コース)の実施【実施件数：12件】	・キャリア形成促進助成金の「ものづくり人材育成訓練」を「特定分野認定実習併用職業訓練」へ改称し、引き続き高率の助成を実施 ・公共職業訓練・求職者支援訓練(建設人材育成コース)の実施【実施件数：31件(平成28年12月末時点)】	平成29年度から「人材開発支援助成金」として「特定訓練コース」により引き続き助成を実施予定
④資格、教育訓練、処遇に関連づけたキャリアパスの検討への支援	・建設労働者確保育成助成金によるキャリアパスモデルの作成等の取組に対する支援【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース：助成件数：1,056件(支給金額：603,223千円)】(再掲) ・キャリア形成促進助成金による若年労働者への訓練を実施した場合の訓練経費等の助成 ・技能検定集中強化プロジェクトの実施(技能検定の作業・試験内容のアップデート、活用促進等の取組)	・建設労働者確保育成助成金によるキャリアパスモデルの作成等の取組に対する支援【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース 助成件数：1,041件(支給金額：581,468千円)(1月末現在)】(再掲) ・建設労働者確保育成助成金による登録基幹技能者の処遇向上への支援を新設【登録基幹技能者処遇向上コース：年間賃金の比較のため支給は来年度】 ・キャリア形成促進助成金による若年労働者への訓練を実施した場合の訓練経費等の助成	・キャリア形成促進助成金については、平成29年度から「人材開発支援助成金」として「特定訓練コース」により引き続き助成を実施予定 ・ものづくり分野の技能検定について、若者の実技試験受検料の減免措置を行う予定(都道府県が実施する試験については29年度後期試験より実施予定)
⑤情報技術の活用能力の向上	・ものづくり分野におけるICT活用等に関する公共職業訓練(在職者訓練)の実施	・ものづくり分野におけるICT活用等に関する公共職業訓練(在職者訓練)の実施	引き続き実施予定
⑥多能工化に資する職業訓練の推進	・建設労働者確保育成助成金による教育訓練等に係る経費等への助成【認定訓練コース、技能実習コース 助成件数：125,181件(支給額；6,289,761千円)】(再掲)	・建設労働者確保育成助成金による教育訓練等に係る経費等への助成【認定訓練コース、技能実習コース 助成件数：107,040件(支給額；5,922,022千円)(1月末現在)】(再掲)	引き続き実施予定

<p>(2)労働者の自発的な職業能力開発の促進</p> <p>○ジョブ・カードの普及促進等を通じた労働者のキャリア形成の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カードについて、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直し【ジョブ・カード作成者数(全産業) 197,693人】 ・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座の指定を実施【一般教育訓練指定講座数 9,865講座】【専門実践教育訓練指定講座数 1,839講座】※上記指定講座については建設労働者以外の者も受講可能な講座を含む ・公共職業訓練(在職者訓練)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアコンサルタント(※)の国家資格化 ※キャリアコンサルティング(労働者等の職業選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関する相談・助言・指導)を行う専門家 ・ジョブ・カード活用の推進【ジョブ・カード作成者数(全産業) 162,781人(平成28年11月末時点)】 ・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座の指定を実施【一般教育訓練指定講座数(平成29年2月末時点) 10,165講座】【専門実践教育訓練指定講座数(平成29年2月末時点) 2,243講座】※上記指定講座については建設労働者以外の者も受講可能な講座を含む ・公共職業訓練(在職者訓練)の実施 	<p>引き続き実施予定</p>
<p>(3)熟練技能の維持・継承及び活用</p>			
<p>○各種大会を通じた技能の魅力・重要性の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内人材育成推進助成金を創設し、技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入、適用した事業主に対する助成 ・技能検定3級職種について、職種・作業の新設を検討 ・若年者ものづくり競技大会・技能五輪全国大会の開催、技能五輪国際大会参加 ・卓越した技能者(現代の名工)の表彰【150人選定】 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内人材育成推進助成金をキャリア形成促進助成金へ統合し引き続き助成 ・鉄筋施工職種(鉄筋組立て作業)に3級を新設 ・若年者ものづくり競技大会、技能五輪全国大会、技能グランプリの開催 ・卓越した技能者(現代の名工)の表彰【160人選定】 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成促進助成金については、平成29年度から「人材開発支援助成金」として「職業能力検定制度導入コース」により引き続き助成を実施予定 ・ものづくり分野の技能検定について、若者の実技試験受検料の減免措置を行う予定(都道府県が実施する試験については29年度後期試験より実施予定)
<p>○熟練技能労働者による技能講習等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ものづくりマイスター」の派遣による若年技能者への実技指導等【建設関係職種ものづくりマイスター認定者数：3,686人】【建設関係職種ものづくりマイスター実技指導実績：54,514人日】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ものづくりマイスター」の派遣による若年技能者への実技指導等【建設関係職種ものづくりマイスター認定者数：4,844人(平成29年1月時点)】【建設関係職種ものづくりマイスター実技指導実績：確認中】 	<p>引き続き実施予定</p>
<p>○技能やものづくりの魅力に触れる機会の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者確保育成助成金による建設業の役割・魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等の取組に対する支援【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース 助成件数：1,056件(支給金額：603,223千円)】(再掲) ・ものづくり体験教室の開催 ・職業訓練の成果物の展示や研究発表、体験コーナー等を通じ、ものづくりに関する高度で実践的な職業訓練や研究開発の現状を地域の企業や高校等に公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者確保育成助成金による建設業の役割・魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等の取組に対する支援【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース 助成件数：1,041件(支給金額：581,468千円)(1月末現在)】(再掲) ・ものづくり体験教室の開催 ・職業訓練の成果物の展示や研究発表、体験コーナー等を通じ、ものづくりに関する高度で実践的な職業訓練や研究開発の現状を地域の企業や高校等に公開 	<p>引き続き実施予定</p>

<p>○技能労働者が不足する職種等についての教育訓練の取組への支援、高齢者の技能指導方法向上のための訓練の促進</p>	<p>・建設労働者緊急育成支援事業を創設(5年間の時限措置) 【受講者556名、修了者539名、就職者386名】</p> <p>・キャリア形成促進助成金による熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練を実施した事業主及び事業主団体等に対する助成</p>	<p>・建設労働者緊急育成支援事業の実施 【受講者577名、修了者481名、就職者は集計中(平成29年1月27日現在)】</p> <p>・キャリア形成促進助成金による熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練を実施した事業主及び事業主団体等に対する助成</p> <p>・建設労働者確保育成助成金の支援対象に、技能継承にかかる指導方法の向上のための講習を技能実習コースに新設【計画は23件受理(1月末現在)】</p>	<p>キャリア形成促進助成金については、平成29年度から「人材開発支援助成金」として「特定訓練コース」により引き続き助成を実施予定</p>
<p>4 雇用改善推進体制の整備</p>			
<p>○建設事業主における雇用管理体制の整備 ○事業主団体における効果的な雇用改善等の推進 ○地域の実情を踏まえたきめ細かな雇用改善の推進 ○建設労働者確保育成助成金の活用等 ○関係行政機関相互の連携の確保等 ○雇用改善を図るための諸条件の整備</p>	<p>・建設事業主、事業主団体が雇用改善を推進するための助成金等による支援(建設労働者確保育成助成金、雇用管理制度導入に係るコンサルティング支援等)</p> <p>・雇用管理研修の実施</p> <p>・建設労働者確保育成助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)による地域の実情に応じて事業主団体が計画して取組む事業への支援</p> <p>・建設労働者確保育成助成金の効果的な運用</p> <p>・各都道府県における建設雇用改善推進対策会議の実施</p> <p>・国土交通省における雇用改善に向けた取組(社会保険未加入対策の推進、労務関係諸経費確保のための標準見積書の活用促進、ゼロ国債活用等による施工時期の平準化に向けた取組等)</p>	<p>・建設事業主、事業主団体が雇用改善を推進するための助成金等による支援(建設労働者確保育成助成金、職場定着支援助成金、雇用管理制度導入に係るコンサルティング支援等)</p> <p>・雇用管理研修の内容充実(コミュニケーションスキル等の向上コースの新設)</p> <p>・建設労働者確保育成助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)による地域の実情に応じて事業主団体が計画して取組む事業への支援</p> <p>・建設労働者確保育成助成金の制度拡充(登録基幹技能者処遇改善コース、女性専用作業員施設設置コースの新設等)、各種会議等での周知</p> <p>・各都道府県における建設雇用改善推進対策会議の実施</p> <p>・国土交通省における雇用改善に向けた取組(社会保険未加入対策の推進、労務関係諸経費確保のための標準見積書の活用促進、ゼロ国債活用等による施工時期の平準化に向けた取組等)</p>	<p>・建設労働者確保育成助成金について、技能向上支援助成について小規模零細事業主に配慮した助成額・率の見直しを行うとともに、若年者等の確保や生産性向上に資するメニューの重点化を図り実施予定</p> <p>・国土交通省において、雇用改善に向けた取組(社会保険加入推進、法定福利費確保のための標準見積書の活用促進)を引き続き実施するとともに、施工時期の平準化に資するゼロ国債を当初予算において初めて設定予定</p>
<p>5 円滑な労働力需給の調整等による建設労働者の雇用の安定等</p>			
<p>○建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保等</p>	<p>・建設雇用改善計画を踏まえた新規・更新の許可、計画認定の審査の実施 【新規許可企業数 4企業、更新企業数 38企業、計画変更認定団体数 5団体】</p>	<p>・建設雇用改善計画を踏まえた新規・更新の許可、計画認定の審査の実施 【新規許可企業数 2企業、更新企業数 0企業、計画変更認定団体数 2団体】</p>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>6 外国人労働者への対応</p>			
<p>①外国人労働者の就労環境の整備、不法就労等の防止</p>	<p>・外国人求職者が多い地域のハローワーク等に通訳・相談員を配置することによる、職業紹介・相談等体制の整備・充実</p> <p>・「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導</p> <p>・不法就労の疑いのある事案を把握した場合における関係行政機関との連携</p>	<p>・外国人求職者が多い地域のハローワーク等に通訳・相談員を配置することによる、職業紹介・相談等体制の整備・充実</p> <p>・「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導</p> <p>・不法就労の疑いのある事案を把握した場合における関係行政機関との連携</p>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>②東京オリンピック・パラリンピック等の建設需要に対応するための緊急かつ時限的な外国人材の活用</p>	<p>・東京オリンピック・パラリンピックの関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置として外国人建設就労者受入事業を実施【受入人数 401人】</p>	<p>・東京オリンピック・パラリンピックの関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置として外国人建設就労者受入事業を実施 【受入人数 1,286人 平成29年1月末累計】</p>	<p>引き続き実施予定(平成32年度まで)</p>

※27年度の実績については特段の記載が無いものは平成28年3月末の実績
7/7ページ